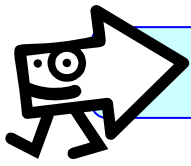


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



発行:コムニスサポート有限公司
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



9月は厚生年金保険料率改定と標準報酬月額見直しの時期です。

厚生年金保険料率を変更しましょう

平成23年9月分より、厚生年金の保険料率が変わります。
 (今までの料率 16.058% ⇒ 新しい料率 16.412%)

標準報酬月額 20万円の場合	旧保険料	新保険料	1ヶ月	年間
厚生年金保険 (労使折半の額)	16,058円	16,412円	約350円UP	約4,200円負担増

新しい保険料率は、平成23年9月分から平成24年8月分まで適用されます。
 また厚生年金保険料率は、毎年0.354%引上げられていき、平成29年9月からは
 18.3%に固定される予定です。

標準報酬月額を見直しましょう

毎年7月に提出する算定基礎届によって、9月分の社会保険料から新しい標準報酬月額が
 適用され、保険料も変更となります。まずは算定基礎届を提出しているか、そして結果
 (通知書) が年金事務所や健康保険組合から返送されてきているかどうかを確認しましょう。

9月分保険料より、新たな標準報酬月額を適用させます。



給与計算ワンポイント！

いつの給与から変更するかを確認しましょう。

社会保険料の徴収時期が
 「翌月徴収」の場合

10月支払分給与から
 変更します。

社会保険料の徴収時期が
 「当月徴収」の場合

9月支払分給与から
 変更します。

社会保険料を変更したら、従業員の皆様にお知らせしましょう。